

令和7年度 島根県交通安全 県民運動実施要綱

～しっかりと まもるルールで ねがう安全～

第1 趣旨

交通安全推進機関・団体が連携を密に県民総ぐるみの交通安全運動を展開することにより、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故のない安全で安心なしまねの実現を図ることを目的とする。

第2 推進期間

令和7年 令和8年
4月1日(火)から 3月31日(火)まで

第3 年間スローガン (令和3年度～令和7年度)

しっかりと まもるルールで ねがう安全

第4 主唱

島根県交通安全対策協議会

第5 推進機関・団体等

- 1 推進機関・団体 (別表1のとおり)
島根県交通安全対策協議会構成機関・団体
市町村交通安全対策協議会構成機関・団体
- 2 協賛団体 (別表1のとおり)

第6 年間の運動重点

- ① 高齢者の交通事故防止 (最重点)
- ② こどもの交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶
- ④ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底
- ⑤ 自転車の安全利用の推進

※「子ども」とは、中学生以下をいう。「高齢者」とは、65歳以上をいう。

第7 推進機関・団体の推進事項

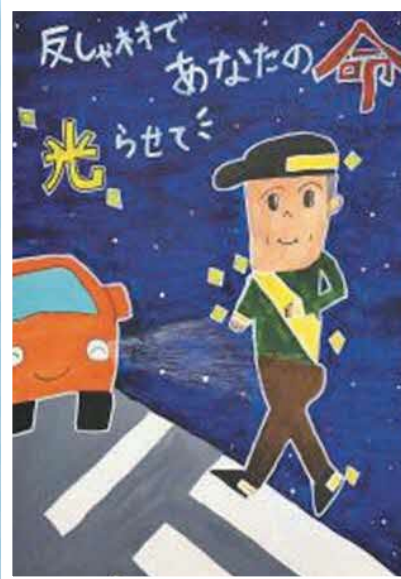
推進機関・団体は、相互に連携を図り、それぞれの地域の交通実態と組織の実情に応じて県民が総参加するためのきめ細かな運動を積極的に展開する。(別表2のとおり)



島根県交通安全シンボルマーク



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連計第8553号



令和6年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
出雲市立平田小学校4年 岸本 芽さんの作品
島根県交通安全協会主催



1 全国運動

運動名	期 間
春の全国交通安全運動	4月6日～15日(10日間) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日
秋の全国交通安全運動	9月21日～30日(10日間) 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日

※全国交通安全運動の実施要領は別に定める。

2 期間を定めて行う運動

運動名	期 間
自転車マナーアップ運動	5月1日～31日(1か月間)
夏の交通事故防止運動	7月14日～23日(10日間)
年末の交通事故防止運動	12月8日～17日(10日間)

※期間を定めて行う運動の実施要領は別に定める。

3 日を定めて行う運動

名 称	活 動 日	運動の進め方
交通安全県民の日	毎月1日※	交通安全県民の日制定要綱に基づき街頭啓発活動を実施する。
自転車・二輪車交通安全指導の日	毎月18日※	1 自転車の正しい乗り方、二輪車の正しい乗車を指導する。 2 自転車・二輪車の点検整備を指導する。

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

4 交通死亡事故多発警報等発令時の活動

活 動 名	期 間	主な実施事項
交通死亡事故多発警報	10日間	交通死亡事故多発警報等の発令・宣言及び緊急対策実施要領に基づき実施する。

5 その他行事

- 春の全国交通安全運動推進の集い（4月4日(金) 県庁前広場）
- 秋の全国交通安全運動推進の集い（9月19日(金) 県庁前広場）
- 第61回島根県交通安全県民大会（10月31日(金) 松江市）

令和6年中の県内における 交通事故発生状況

1 交通事故発生状況

発生件数**692件** 死傷者数**790人**
(前年比-64件) (前年比-79人)

死者数 9人 (前年比-13人、構成率 1.1%)
重傷者数 173人 (前年比- 1人、構成率21.9%)
軽傷者数 608人 (前年比-65人、構成率77.0%)

2 運動重点ごとの交通事故の状況

高 齢 者

高齢者が関係する交通事故は、発生件数307件(前年比-46件)、死者6人(同-8人)、負傷者173人(同-27人)であった。

高齢者の交通事故死者数は、全死者数の66.7%(同-3.1ポイント)を占める。

こ ども

子どもが関係する交通事故は、発生件数32件(前年比+7件)、死者0人(前年同数)、負傷者52人(同+17人)と前年より増加した。

子どもが関係する交通事故は登下校時間帯の発生が多い。

飲 酒 運 転

飲酒運転による交通事故が6件(前年比-4件)発生し、死者0人(同-1人)であった。

シートベルト

自動車(四輪)乗車中(運転・同乗)の交通事故死者3人のうち、シートベルト非着用者は2人であった。

自 転 車

自転車に関係する交通事故は、発生件数108件(前年比+5件)と人身交通事故全体の約16%を占め、死者1人(前年同数)、負傷者108人(前年比+7人)、対歩行者事故0件(同-2件)であった。

1 高齢者の交通事故防止

最重点



令和6年度鳥根県交通安全ポスターコンクール入賞
出雲市立湖陵中学校2年 JA共済主催
立花 飛陽さんの作品



1 推進事項

- (1) 安全確認の徹底と高齢者への思いやり運転の励行
- (2) 高齢者自身の安全行動・安全運転の実践

2 主な推進内容 (県民)

- 運転中は、携帯電話の使用やカーナビの画面注視などの「ながら運転」は絶対にやめ、前をよく見て安全運転に徹する。
- 交差点や横断歩道の手前では減速し、歩行者や自転車利用者の有無をしっかりと確認する。
- 高齢者を見かけたときは、減速・徐行するなどの思いやり運転を実践する。
- 早めのライト点灯と上向きライト（ハイビーム）の活用を実践する。*ライト点灯目安：日没の約30分前
- 夕暮れ時から夜間に外出する際は、ドライバーから目立つよう、明るい色の服装を選び、反射材用品の着用やライトの使用を心がける。
- 高齢者は、明るいうちに用事を済ませ、夜間の外出を控えるなど、自分の能力と周囲の状況に応じた安全行動を励行する。
- 高齢運転者は、交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールの再確認と遵守を励行する。
- 特に高齢運転者に推奨される安全運転サポート車（サポカーS）*1の使用や国の性能認定制度で認定された後付け安全装置の装着を検討する。
- 運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納の検討や安全運転相談窓口*2を利用する。

3 主な推進内容 (推進機関・団体)

- 運転者に対して、道路環境に応じた安全速度、安全確認及び横断歩行者保護の徹底を呼び掛ける。
- 参加・体験型の交通安全教育を推進する。
- 交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者を中心とした高齢者世帯訪問活動を推進する。
- 反射材の普及と着用の促進を図る。
- 身体機能の状態を自覚できる各種検査機器を活用した講習会や、運転実技講習会を開催して、高齢運転者対策を推進する。
- 運転免許証を自主的に返納しやすい環境の整備に向けた取組や、運転に不安を感じている高齢者や家族が相談できる窓口の充実を図る。
- 特に高齢運転者に推奨される安全運転サポート車（サポカーS）*1や国の性能認定制度で認定された後付け安全装置の普及啓発を行う。



*1 特に高齢運転者に推奨される安全運転サポート車（サポカーS）

高齢運転者の安全運転を支援する車で、衝突被害軽減ブレーキとペダル踏み間違い急発進抑制装置などを搭載した自動車をいいます。

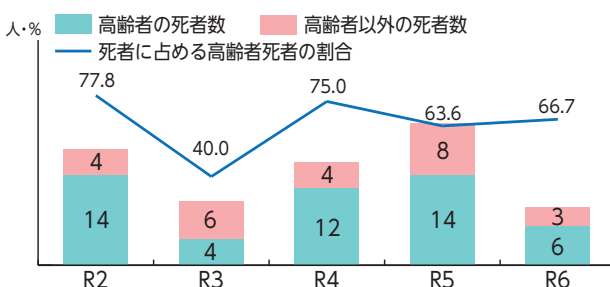


*2 安全運転相談窓口

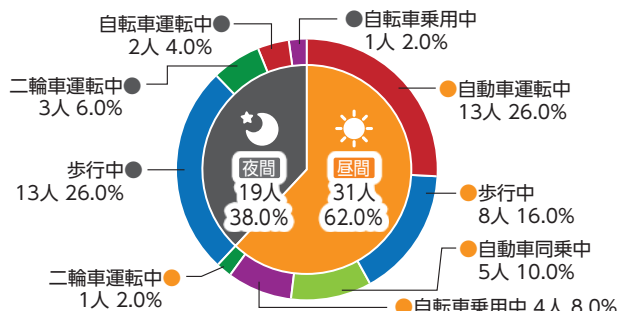
自動車の運転に関して不安のある方やその家族の皆様のための相談窓口が、運転免許センターに設けられています。

安全運転相談ダイヤル (全国共通) # 8080

■ 高齢者・高齢者以外の交通事故死者数 (R2～R6)



■ 高齢者死者の昼夜別状態別死者数 (R2～R6年：50人)



2 こどもの交通事故防止

令和6年度島根県交通安全ホスト・コンクール入賞

江津市立高角小学校1年

湊 一花さんの作品



1 推進事項

- (1) 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践
- (2) 街頭における安全指導等の徹底
- (3) 通学路等の安全点検の促進
- (4) こどもへの思いやり運転の励行

2 主な推進内容（県民）

- 道路を横断する時は、必ず左右の安全を確認し、飛び出しや車の直前直後からの横断はしない。
- 自転車を利用する時は、乗車用ヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守って安全確認を徹底する。
- 保護者は、こどもに正しい交通ルールを教えるために、交通安全講習会などに積極的に参加する。
- 自宅周辺や通学路等の危険箇所をこどもと確認し、家族で交通安全について話し合う。
- 通学路等やこどもが利用する施設の周辺では、減速・徐行するなど、こどもの飛び出しや横断に配慮した思いやり運転を心がける。

3 主な推進内容（推進機関・団体）

- 交通安全教育指針に基づき、こどもの年齢層に応じた交通安全教育を段階的・体系的に推進する。
- 交通事故事例やヒヤリハット体験を取り入れた、交通安全教育を反復実施する。
- 保護者を対象とした交通安全講習会を開催する。
- 登下校時などにおける街頭指導・保護誘導を推進する。
- こどもの安全な通行を確保するために、通学路交通安全プログラムに基づく取組などを推進する。

3 飲酒運転の根絶

令和6年度島根県交通安全ホスト・コンクール入賞

島根県立東部高等技術校

小松 晃子さんの作品



1 推進事項

「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」という、飲酒運転根絶に向けた環境づくりの推進

2 主な推進内容（県民）

- 飲酒運転は極めて悪質かつ危険な反社会的行為（犯罪）であること、二日酔いでも飲酒運転になることを自覚し、わずかでも体調に異変を感じる時は、絶対に運転しない。
- 家庭や職場などで飲酒運転の危険性を話し合い、「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底する。
- 運行前後にアルコール検知器を使用した厳正な点呼（呼気検査）を徹底する。
- 飲酒会合時に、お酒を飲まずに送迎を担当する人（ハンドルキーパー）を決める「ハンドルキーパー運動」を実践する。
- 運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪であり、絶対にしない。



3 主な推進内容（推進機関・団体）

- 各種広報媒体を活用し、飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性について広報啓発を行う。
- 飲酒運転根絶に向けた取組を推進し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げ、飲酒運転を許さない環境を醸成する。
- 飲酒会合時の「ハンドルキーパー運動」の普及推進を図る。
- 運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知する。
- 飲酒運転の取締りを強化し、飲酒運転者本人はもとより周辺者に対する責任の追及を徹底する。



4 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

1 推進事項

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
- 体格に応じたチャイルドシートの正しい使用の徹底

2 主な推進内容（県民）

- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用が命を守ることを理解する。
- シートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の習慣付けを図り、同乗者全員が着用していることを確認して運転を開始する。
- 回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、シートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性・効果を繰り返し指導する。
- 6歳以上であっても、体格などの状況によりシートベルトを適切に着用できない子どもには、チャイルドシートを使用する。

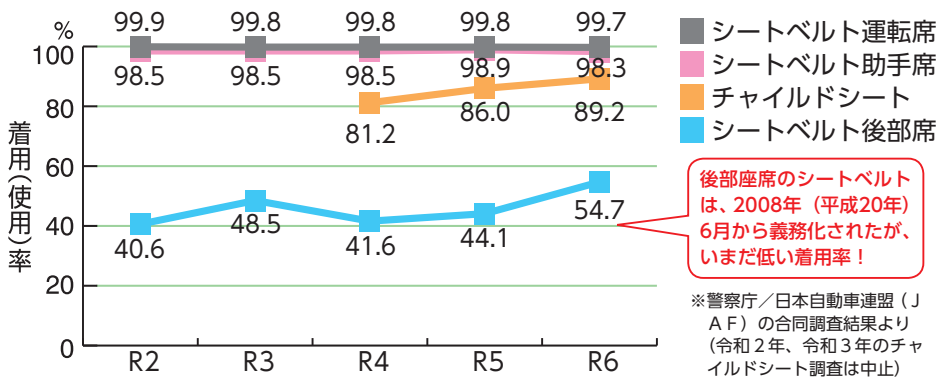
3 主な推進内容（推進機関・団体）

- 各種広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の必要性と着用効果について広報啓発を行う。
- 街頭活動や交通安全講習会などの機会に、特に着用が低調な後部座席のシートベルト着用の指導を徹底する。
- シートベルトコンビンサーを活用した体験型講習会などにより、シートベルト着用意識の高揚を図る。



令和6年度島根県交通安全ホストドライバーコンクール入賞
島根県交通安全協会主催
浜田市立三隅中学校1年
野上 真愛さんの作品

■ シートベルト着用・チャイルドシート使用の県内の状況（一般道路）(R6.12.5)



国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、以下のいずれかの表示があります。

E43

自



※「43」以外の番号が付されている製品も適合品です。

チャイルドシート着用推進シンボルマーク「ガチャピョン」

交通安全トピックス

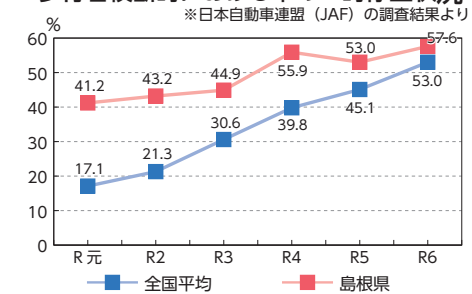
歩行者や自転車が横断歩道等を渡ろうとしているときは
車は必ず止まって譲りましょう！

※歩行者が横断歩道を、自転車が自転車横断帯を渡ろうとしているときは、自動車はその横断歩道や自転車横断帯の手前で一時停止して、その歩行者や自転車の横断を妨げないようにしなくてはなりません。（道路交通法第38条第1項後段）



歩行者は、道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにしましょう。

■ 信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況



- 道路で、いわゆる「歩キスマホ」などの行為をしないようにしましょう。
- 点字ブロック（視覚障がい者誘導用ブロック）の上やその周囲には、不用意に立ち止まったり、自転車や荷物を置かないようにしましょう。
- トラックなどに設置されている「後退時警報装置（バックアラーム）」、ハイブリッド車等の「車両接近通報装置」を適切に使用して、周囲の安全を確保するようにしましょう。

5 自転車の安全利用の推進



令和6年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
出雲市立西野小学校5年
JA共済主催
藤井 深太さんの作品

1 推進事項

- (1) 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの実践
- (2) 全年齢層に対する乗車用ヘルメットの着用促進
- (3) 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の励行

2 主な推進内容（県民）

- 「自転車は車両」であることを自覚し、車道は左側通行、歩道通行時は歩行者優先、交差点では信号や一時停止を守って安全確認などの「自転車安全利用五則」を遵守する。
- 飲酒運転、運転中の携帯電話等やイヤホンの使用、傘差し運転などは、自己や他人に危険を及ぼす違反行為であることを認識し、このような運転をしない。
- 見通しの悪い交差点などでは安全確認を徹底する。
- 夕暮れ時には、早めにライトを点灯し反射材を着用する。
- 交通事故時の被害軽減のため、年齢にかかわらず乗車用ヘルメットを着用する。
- SGマークなどの安全性を示すマークの付いた乗車用ヘルメットを着用するよう努める。
- 定期的に自転車の点検整備を受けるとともに、万一の自転車事故への備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険などに加入する。



3 主な推進内容（推進機関・団体）

- 自転車安全利用五則を始めとした基本的な交通ルールの周知徹底を図る交通安全講習会や、自転車シミュレータを活用した参加・体験型講習会を開催する。
- 自転車の正しい乗り方や乗車用ヘルメットの着用効果を指導する交通安全教室を開催する。
- 地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導を推進する。
- 毎月18日の「自転車・二輪車交通安全指導の日」の定着化を図り、県民総ぐるみによる自転車の安全利用を推進する。
- 自転車の定期的な点検整備を推奨するとともに、自転車事故の当事者となった場合の備えとして、傷害・賠償責任保険、自転車保険などへの加入を推奨する。
- 全年齢を対象に、乗車用ヘルメットの着用の徹底に向けた広報啓発を推進する。

『自転車安全利用五則』

(令和4年11月1日 交通対策本部決定)

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



自転車保険の例

① TS マーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した普通自転車の車体に付加される傷害・賠償責任保険で、点検日から1年間有効。加入には点検整備費が必要。

※島根県では第二種（赤マーク）のみ取扱

	傷害補償	賠償責任補償
補償内容	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害（1～4級） 一律 100万円 ●入院加療15日以上の上の傷害 一律 10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ●死亡 ●重度後遺障害（1～7級） <p>限度額 1億円</p>



② サイクル安心保険

全日本交通安全協会の自転車保険制度
詳細は下記を検索、または右のQRコードから

全日本交通安全協会 自転車会員 検索



※このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）があり、コンビニで取り扱っている商品や自動車保険・火災保険等の特約もあります。

（推進機関・団体）

島根県

市町村

島根県警察本部

島根県教育委員会

島根労働局

中国運輸局島根運輸支局

国土交通省松江国道事務所

国土交通省浜田河川国道事務所

島根県市長会

島根県町村会

島根県市町村教育長会

島根県交通安全協会

島根県高速道路交通安全協議会

島根県安全運転管理者協会

自動車安全運転センター島根県事務所

島根県指定自動車教習所協会

島根県地域交通安全活動推進委員協議会

自動車事故対策機構島根支所

島根県系統農協・警察防犯対策協議会

島根県交通安全母の会連合会

島根県連合婦人会

日本自動車連盟島根支部

島根県社会福祉協議会

島根県老人クラブ連合会

島根県保育協議会

島根県消防協会

島根県公民館連絡協議会

島根県旅客自動車協会

島根県トラック協会

島根県建設産業団体連合会

島根県二輪車普及安全協会

島根県自動車整備振興会

島根県自動車販売協会

島根県軽自動車協会

軽自動車検査協会島根事務所

島根県中古自動車販売協会

島根県自転車軽自動車商協同組合

島根県石油商業組合

日本労働組合総連合会島根県連合会

島根県友愛会

島根県交通運輸産業労働組合協議会

島根県商工会議所連合会

島根県商工会連合会

西日本旅客鉄道株式会社米子支社

一畑電車株式会社

一畑バス株式会社

石見交通株式会社

島根県公立高等学校長協会

島根県小学校長会

島根県中学校長会

島根県私立中学高等学校連盟

島根県国公立幼稚園・こども園長会

島根県特別支援学校長会

島根県高等学校PTA連合会

島根県PTA連合会

島根県幼稚園・こども園PTA連合会

島根県旅館ホテル生活衛生同業組合

島根県飲食業生活衛生同業組合

日本自動車旅行ホテル協会島根支部

島根県病院協会

島根県小売酒販組合連合会

（協賛団体）

日本道路交通情報センター松江センター

朝日新聞松江総局

NHK松江放送局

エフエム山陰

共同通信社松江支局

山陰中央新報社

T S Kさんいん中央テレビ

B S S山陰放送

産経新聞社

時事通信社松江支局

新日本海新聞社

中国新聞社

日本海テレビ

日本経済新聞社松江支局

毎日新聞松江支局

読売新聞松江支局

島根日日新聞社

島根県ケーブルテレビ協議会

推進機関・団体	推進事項	
共通	1 年間・各期の交通安全運動、「交通安全県民の日」等における活動の効果的推進 2 職員・従業員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 職員・従業員等に対する交通安全教育の推進	4 各種広報媒体やSNSを活用した広報啓発活動の推進 5 パンフレット、チラシ等の啓発資料の作成・配布 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
県	1 市町村、各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 2 交通安全運動等に伴う連絡会議の開催 3 交通事故発生状況等交通安全情報の提供 4 交通死亡事故多発警報等の発令及び同警報等発令に伴う緊急対策の推進	5 成人・高齢者等に対する交通安全教育事業の推進 6 交通安全県民大会の開催 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
市町村	1 住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 2 各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 3 交通安全教室の開催など「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進	4 交通安全施設、通学路などの点検・整備 5 交通指導員による街頭指導の強化 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
警察	1 悪質・危険な違反に対する交通指導取締りの強化 2 「交通安全教育指針」に基づく年齢層に応じた体系的交通安全教育の推進 3 推進（協賛）機関・団体に対する交通事故分析資料及び道路交通情報などの交通情報の提供	4 交通安全関係機関・団体の指導育成 5 交通の安全と円滑を図るための効果的な交通規制の実施 6 ゾーン30対策等道路交通環境の整備 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
教育委員会（県・市町村）	1 「交通安全教育指針」に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 2 交通安全教育指導者の資質の向上 3 登・下校（園）時における街頭指導の充実と通学路の点検	4 自転車の点検整備と正しい乗り方指導の徹底 5 その他交通安全活動の推進に関する事項
道路管理者（国土交通省・県・市町村）	1 道路パトロールの強化 2 道路の整備、障害物の除去など道路交通環境の整備・充実 3 交通安全施設の点検・整備 4 道路情報の提供	5 道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保 6 推進（協賛）機関・団体との連携による安全点検の実施 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全協会	1 各種交通安全運動の実施促進 2 「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 3 ハンドルキーパー運動の推進	4 反射材の普及と着用の促進 5 チャイルドシートの貸出 6 高齢運転者に対する運転適性診断の促進 7 その他交通安全活動の推進に関する事項
安全運転管理者協会 トラック協会 旅客自動車協会	1 事業所に対する交通安全指導の強化 2 事業所の安全運転管理の徹底 3 事業所における講習会、研修会の開催 4 事業所における若年運転者対策の推進 5 飲酒運転の根絶・シートベルト等着用運動の推進	6 こども・高齢者を交通事故から守る事業所運動の推進 7 アルコール検知器の適正な使用、厳正な点呼実施の徹底 8 その他交通安全活動の推進に関する事項
指定自動車教習所協会	1 教習生に対する交通安全意識の醸成 2 シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用指導 3 危険予測運転の実地教育訓練	4 高齢運転者教育の充実 5 教習所一日開放による交通安全活動の推進 6 その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全母の会	1 高齢者の交通事故防止の推進 2 各種交通安全教室の開催	3 その他交通安全活動の推進に関する事項

島根県交通事故相談所

島根県交通事故相談所では、交通事故の損害賠償に関するいろいろな悩みごとなどについて無料相談を行っています（面談又は電話）。

●相談場所は

名称	所在地	開設日	相談時間	電話・FAX
島根県交通事故相談所	島根県庁南庁舎別館1階	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	0852-22-5102 (FAX 22-6509)
島根県交通事故相談所 浜田相談室	浜田合同庁舎1階	毎週水曜日	午前11時～正午 午後1時～4時	0855-29-5563

※祝休日及び年末年始は除きます。

●巡回相談は

地区	会場	相談日	相談時間
出雲	出雲市役所	第3木曜日	午前：9時～正午 午後：1時～3時
大田（要予約）	大田市役所	第1火曜日	
益田（要予約）	益田市役所	第4木曜日	
隠岐（要予約）	隠岐の島町役場	6・9・12・3月の各第2木曜日の午後 その翌日の午前	木曜：午後1時～4時 金曜：午前9時～12時

※相談日が祝休日又は年末年始の閉庁日に該当する場合は、変更します。